

第93号議案

長崎市二輪車等駐車場条例の一部を改正する条例について

目次	ページ
1 条例改正の理由	1
(1) 長崎駅二輪車等駐車場の設置	1
(2) 指定管理者制度の導入	1
2 条例改正案の概要	1
(1) 長崎駅二輪車等駐車場の設置	1～4
(2) 指定管理者制度の導入	5～11
3 条例新旧対照表	12～16

1 条例改正の理由

次の理由により「長崎市二輪車等駐車場条例」の一部を改正するもの。

(1) 長崎駅二輪車等駐車場の設置

長崎駅周辺（JR 長崎本線高架施設下）に、新たに「長崎駅二輪車等駐車場」を設けるに当たり、当該条例に所要の事項を定める必要があるため。

(2) 指定管理者制度の導入

長崎市二輪車等駐車場（築町・松原町・八千代町・八千代町第2二輪車等駐車場を除き、長崎駅二輪車等駐車場を含む：18箇所）の管理において、令和3年度から指定管理者制度を導入するに当たり、当該条例に所要の事項を定める必要があるため。

2 条例改正案の概要

(1) 長崎駅二輪車等駐車場の設置

ア 長崎駅二輪車等駐車場の概要

(ア) 設置目的

長崎駅周辺において、二輪車等の放置及び路上駐輪を防止し、道路交通の円滑化を図り、もって良好な交通環境を確保することを目的とする。

(イ) 名称

長崎駅二輪車等駐車場

(ウ) 所在地

長崎市尾上町（JR 長崎本線高架施設下）

(エ) 供用開始日

令和2年8月1日

(オ) 供用日等

供用日 1月1日から12月31日まで（休場日なし）

供用時間 午前0時から午後12時まで（休場時間なし）

入出庫時間 午前0時から午後12時まで

(カ) 駐車料金

区分		入出庫1回ごとの金額
24時間以内の場合	最初の1時間まで	100円
	1時間を超えるとき	200円
24時間を超える場合		24時間につき200円

※他の有料の二輪車等駐車場と同額

(キ) 施設の概要

構造：ゲート式精算システム、平面自走式

収容台数：88台（予定）

(ク) 施設の管理

令和2年8月1日～令和3年3月31日：直営管理（業務委託による管理）

令和3年4月1日～：指定管理者による管理（予定）

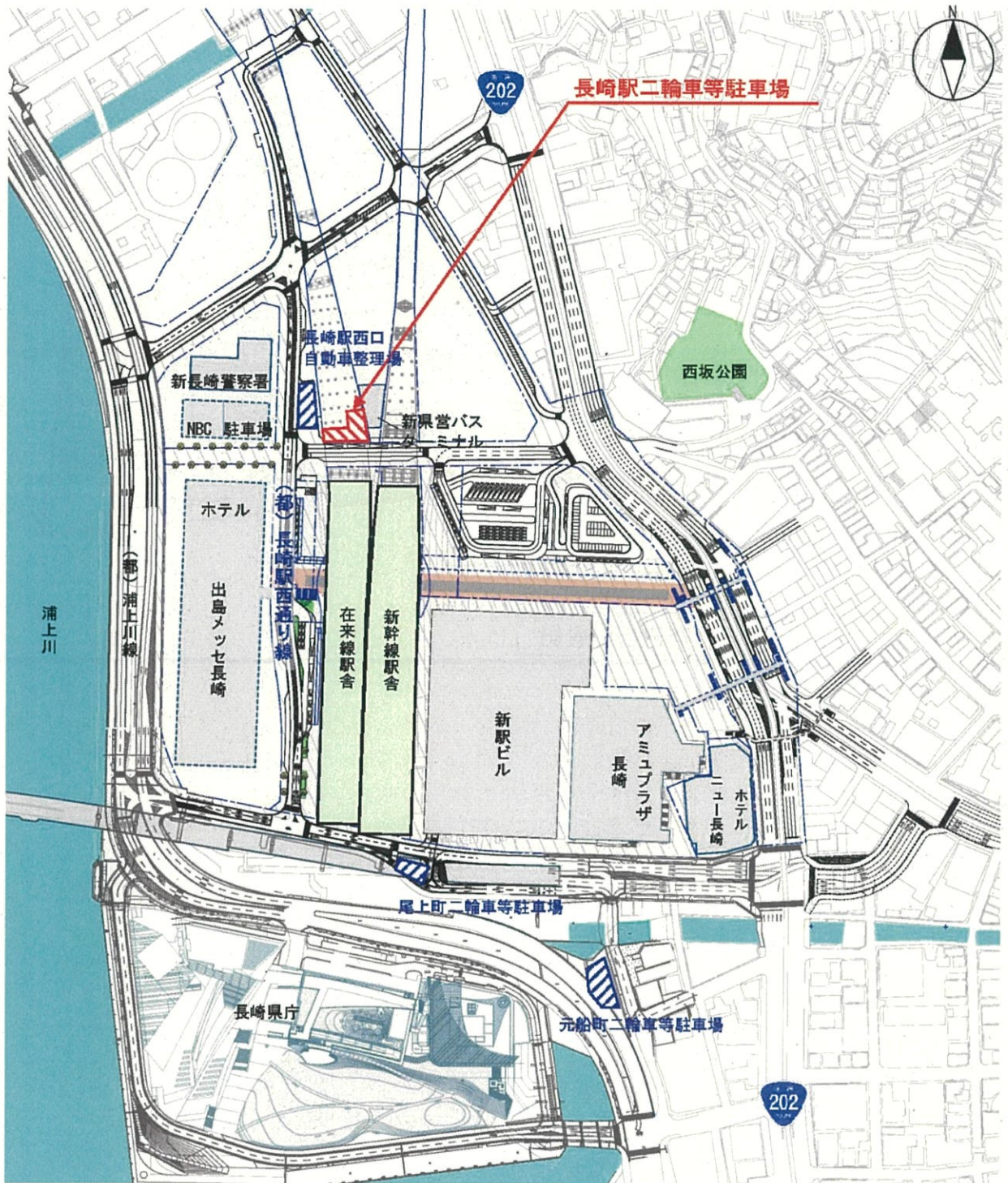
イ 条例改正案の主な内容

有料の二輪車等駐車場（別表第2）に「長崎駅二輪車等駐車場」（「名称」及び「位置」）を追加する。

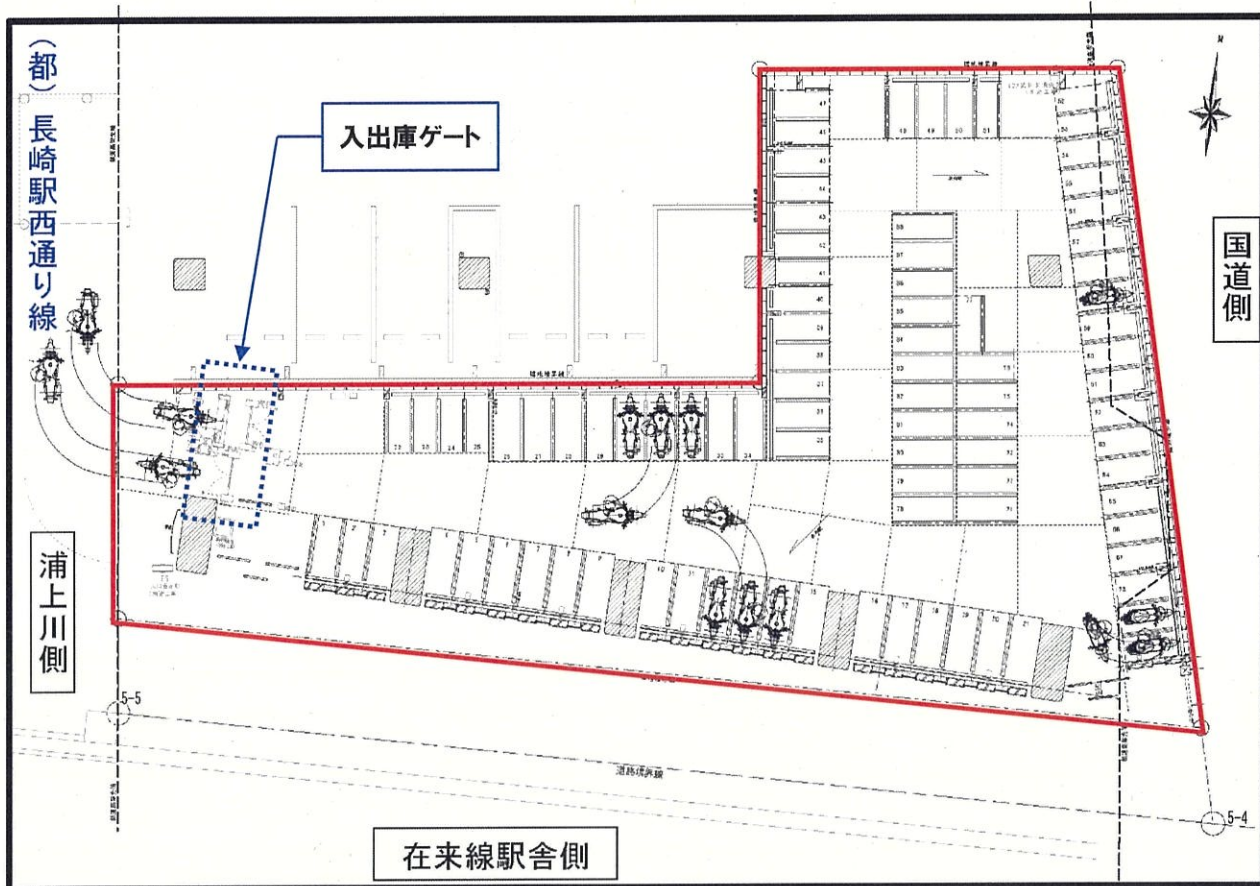
ウ 施行期日

令和2年8月1日

位置図



平面図



(2) 指定管理者制度の導入

ア 指定管理者制度の導入方針

(ア) 指定管理者制度の導入

長崎市二輪車等駐車場の管理に当たり、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上や行政コストの削減、さらには、事務の効率化やトラブル等への迅速な対応などが期待できるため、令和3年度から指定管理者制度を導入しようとするものである。

なお、管理形態が類似する長崎駅西口自動車整理場については、現在、長崎市二輪車等駐車場とともに直営により一体管理しており、当制度の導入に当たっても一体管理することとしている（別途、第94号議案として、「長崎駅西口自動車整理場条例の一部を改正する条例」を上程）。

(イ) 利用料金制

当制度の導入に当たっては、指定管理者の自律的な経営努力を発揮しやすくし、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めることを目的として、施設の利用に係る料金を、直接、指定管理者の収入として收受させる「利用料金制」を適用する。

(ウ) 指定期間

5年間

指定管理者制度の概要

施設名	選定方法	利用料金制	指定期間
長崎市二輪車等駐車場 【有料：11施設】 古川町、万才町、元船町、 元船町第2、尾上町、 恵美須町、新地町、住吉町、 興善町、新大工町、長崎駅 【無料：7施設】 矢の平1丁目、西山2丁目、 若葉町、大橋町、東山町、 東山町第2、立山地区	公募	適用	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
長崎駅西口自動車整理場			

※上記の施設は、令和2年度までは直営管理（業務委託）

※上記に含まれない二輪車等駐車場の管理方法

築町（有料）：メルカつきまち本体と構造上一体となっており、分割して管理することが非効率な施設であるため、非公募とし、「長崎つきまち株式会社」を指定管理者としている。（指定期間：R02.04.01～R07.03.31）

松原町（無料）：現在、直営管理（地元自治会へ管理を委託）しており、令和3年度以降も同様の方法にて管理

八千代町・八千代町第2（無料）：現在、上記の19施設とともに一体的に直営管理しているが、令和2年度末に廃止予定

収支の推移（二輪車等駐車場^{※1}＋長崎駅西口自動車整理場）

単位：千円

区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 ^{※3} (R元年度)	R2年度 ^{※4}
料金収入①	17,389	19,347	21,443	21,522	20,208
管理委託費 ^{※2} ②	14,300	14,236	14,528	11,680	13,027
収支①－②	3,089	5,111	6,915	9,842	7,181

※1：築町・松原町二輪車等駐車場を除く

※2：駐車場管理、料金徴収及び機器保守点検業務の合計

※3：平成31年度（令和元年度）は決算見込み額

※4：令和2年度は当初予算額

イ 条例改正案の主な内容

長崎市築町二輪車等駐車場以外の条例に位置づける二輪車等駐車場について、次のとおり改正する。

改正案の主な内容

項目	現行	改正案
管 理	直営管理	指定管理者による管理
料 金	条例で定める額	条例に掲げる額を基準として、指定管理者が市長の承認を受けて定める額
料金収入	使用料としてすべて市が収受	指定管理者の収入として収受
料金の減免	条例施行規則で定める者を対象	指定管理者が市長の承認を受けて定める基準に基づいた者を対象
入出庫時間	条例施行規則で定める時間	指定管理者が市長の承認を受けて定める時間

ウ 施行期日

令和3年4月1日

エ 指定までのスケジュール（予定）

年月	市議会	内容
令和2年6月	6月議会	<u>条例改正</u> ・ 条例改正議案審査
令和2年7月		公募開始
令和2年8月		公募締切
令和2年9月～10月		審査（指定管理者候補者選定審査会） 指定管理者候補者の決定
令和2年11月	11月議会	<u>指定管理者の指定</u> ・ 指定議案審査
令和3年2月	2月議会	<u>令和3年度当初予算</u> ・ 当初予算議案審査 指定管理者との協定締結
令和3年4月		管理開始

オ 指定管理者制度を導入する施設の概要

(ア) 施設概要

施設名	所在地	有料 無料 の別	供用日等			施設内容		
			供用日	供用時間	入庫時間	構造	収容 台数	
古川町二輪車等駐車場	古川町	有料	1月1日 から 12月31日 まで	午前0時 から 午後12時 まで	午前7時 から 午後10時 まで	平面 自走式	個別ロック式	45台
万才町二輪車等駐車場	万才町						個別ロック式	84台
元船町二輪車等駐車場	元船町						ゲート式	83台
尾上町二輪車等駐車場	尾上町						個別ロック式	66台
恵美須町二輪車等駐車場	恵美須町							29台
新地町二輪車等駐車場	新地町							21台
元船町第2二輪車等駐車場	元船町							17台
住吉町二輪車等駐車場	住吉町							20台
興善町二輪車等駐車場	興善町							18台
新大工町二輪車等駐車場	新大工町							28台
長崎駅二輪車等駐車場	尾上町						ゲート式	88台
矢の平1丁目二輪車等駐車場	矢の平1丁目	無料	17台					
西山2丁目二輪車等駐車場	西山2丁目		23台					
若葉町二輪車等駐車場	若葉町		97台					
大橋町二輪車等駐車場	大橋町		63台					
東山町二輪車等駐車場	東山町		12台					
東山町第2二輪車等駐車場	東山町		15台					
立山地区二輪車等駐車場	西山本町		20台					
合計	18箇所・746台（有料：11箇所・499台、無料：7箇所・247台）							

(イ) 駐車料金（有料の二輪車等駐車場）

区 分		入庫1回ごとの金額
24時間以内の場合	最初の1時間まで	100円
	1時間を超えると	200円
24時間を超える場合		24時間につき 200円

(ウ) 駐車台数の推移

単位：台

施設名	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R 元年度)
古川町二輪車等駐車場	13,559	13,827	13,654	14,147
万才町二輪車等駐車場	22,924	21,358	13,559	14,727
元船町二輪車等駐車場	5,682	9,287	20,087	18,466
尾上町二輪車等駐車場	4,370	9,867	18,373	17,274
恵美須町二輪車等駐車場	9,641	9,279	8,874	9,228
新地町二輪車等駐車場	7,490	8,033	6,340	6,556
元船町第2二輪車等駐車場	4,919	5,373	6,591	6,611
住吉町二輪車等駐車場	5,770	6,269	7,103	6,651
興善町二輪車等駐車場	6,596	6,901	5,994	6,228
新大工町二輪車等駐車場	6,863	6,893	5,946	6,122
矢の平1丁目二輪車等駐車場	5,103	3,919	4,273	3,764
西山2丁目二輪車等駐車場	6,305	6,627	6,040	5,656
若葉町二輪車等駐車場	16,874	14,986	12,962	14,422
大橋町二輪車等駐車場	19,172	17,243	15,179	14,470
東山町二輪車等駐車場	1,762	2,160	2,161	2,082
東山町第2二輪車等駐車場	2,435	2,896	1,615	1,812
立山地区二輪車等駐車場	5,030	5,440	5,015	5,158
合計	144,495	150,358	153,766	153,374

(エ) 料金収入の推移

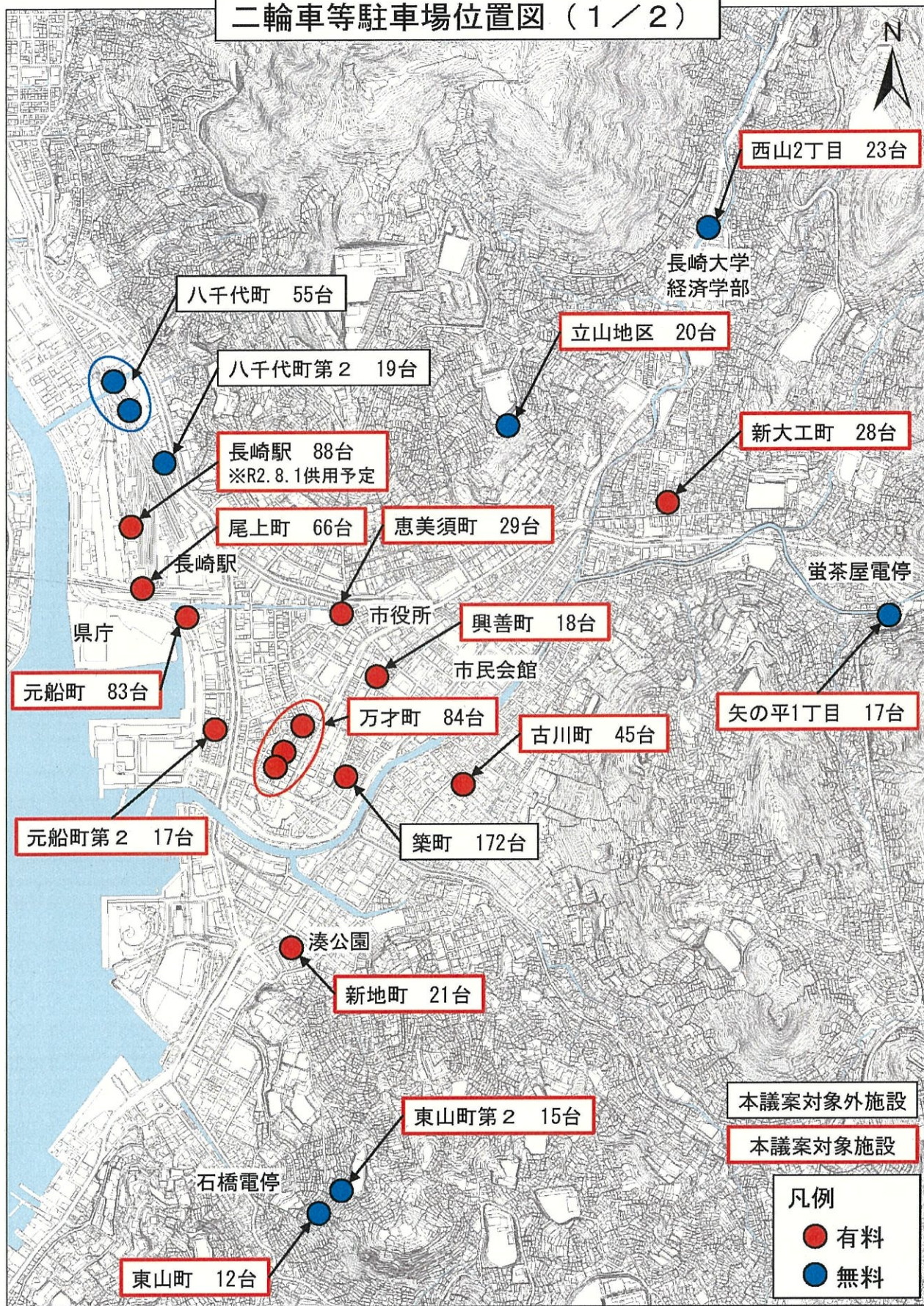
単位：千円

施設名	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 ^{※1} (R 元年度)	R2 年度 ^{※2}
古川町二輪車等駐車場	2,614	2,656	2,600	2,696	2,507
万才町二輪車等駐車場	4,710	4,326	2,624	2,928	2,790
元船町二輪車等駐車場	1,155	1,913	4,380	4,063	3,767
尾上町二輪車等駐車場	963	2,146	4,045	3,853	3,550
恵美須町二輪車等駐車場	1,986	1,925	1,761	1,873	1,781
新地町二輪車等駐車場	1,372	1,487	1,155	1,210	1,130
元船町第2二輪車等駐車場	988	1,092	1,344	1,342	1,329
住吉町二輪車等駐車場	1,037	1,105	1,283	1,237	1,254
興善町二輪車等駐車場	1,399	1,530	1,316	1,344	1,175
新大工町二輪車等駐車場	1,165	1,167	935	975	925
合計	17,389	19,347	21,443	21,521	20,208

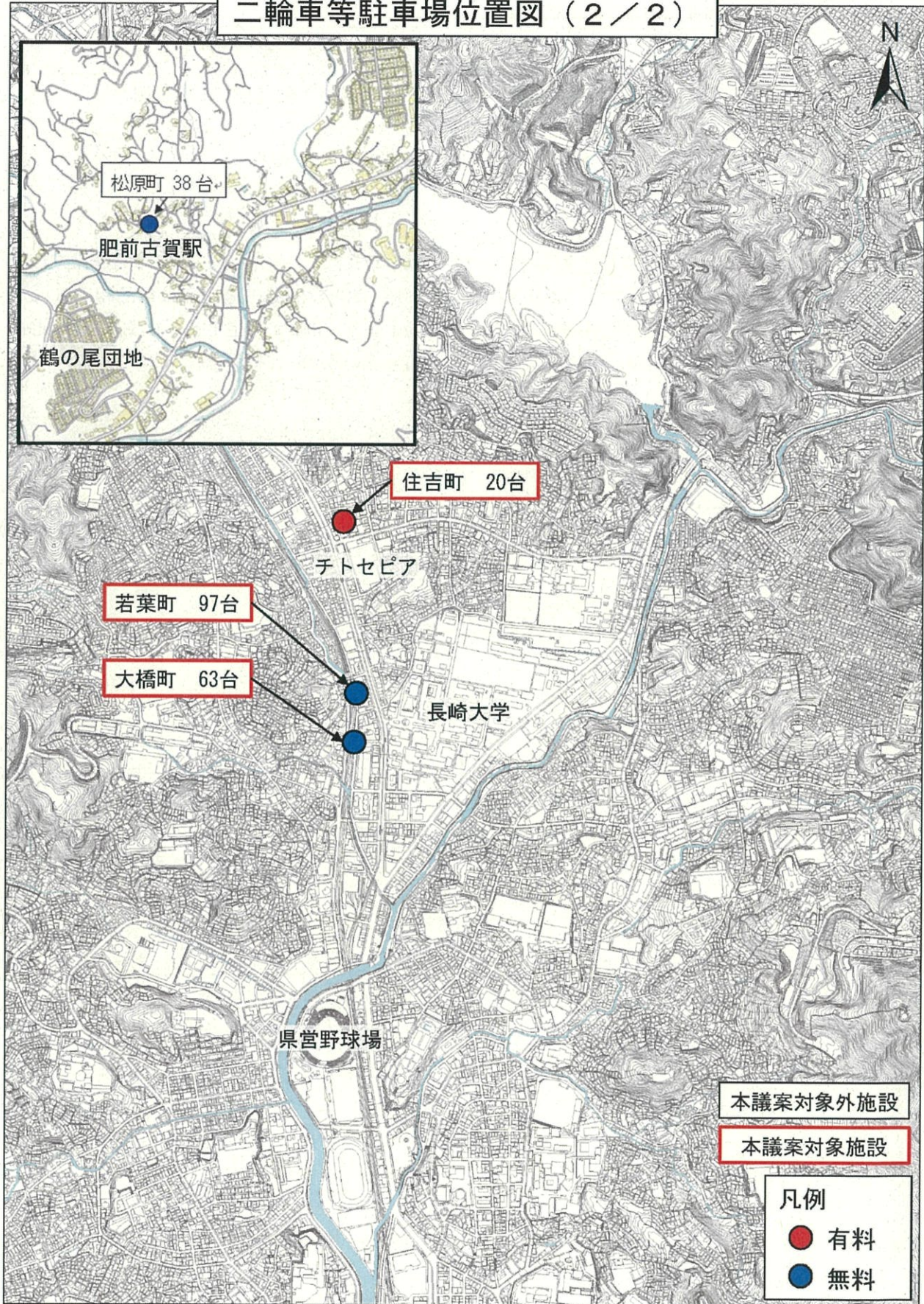
※1：平成31年度（令和元年度）は決算見込み額

※2：令和2年度は当初予算額

二輪車等駐車場位置図 (1 / 2)



二輪車等駐車場位置図 (2/2)



3 条例新旧対照表

青文字：R2.8.1に施行する内容 赤文字：R3.4.1に施行する内容

現行	改正(案) R3.4.1 施行
<p>○長崎市二輪車等駐車場条例</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、<u>長崎市築町二輪車等駐車場</u>の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、<u>次に掲げる条件を満たす団体であつて</u>、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p><u>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p><u>(2) 長崎市築町二輪車等駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 長崎市築町二輪車等駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p>	<p>○長崎市二輪車等駐車場条例</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、<u>二輪車等駐車場</u>の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p><u>2 市長は、前項の指定(長崎市築町二輪車等駐車場の管理に係る指定を除く。次項において同じ。)に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</u></p> <p><u>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、公募対象二輪車等駐車場(長崎市築町二輪車等駐車場以外の二輪車等駐車場をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</u></p> <p><u>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p><u>(2) 二輪車等駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 二輪車等駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める</u></p>

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 長崎市築町二輪車等駐車場の供用に関する業務
- (2) 長崎市築町二輪車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長崎市築町二輪車等駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

(供用日等)

第6条 二輪車等駐車場の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。

- (1) 供用日 1月1日から12月31日まで
- (2) 供用時間 午前0時から午後12時まで

2 二輪車等駐車場（長崎市築町二輪車等駐車場を除く。）の入出庫時間は、市長が別に定める。

3 長崎市築町二輪車等駐車場の入出庫時間は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

4 前項の承認の基準は、長崎市築町二輪車等駐車場の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(駐車料金)

第7条 有料の二輪車等駐車場（長崎市築町二輪車等駐車場を除く。）の駐車料金の額は、別表第3のとおりとする。

2 駐車料金は、出庫の際に納入しなければならない。

条件

5 市長は、第1項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場の管理に係る指定に限る。）に当たっては、長崎市築町二輪車等駐車場に係る前項第1号から第3号までに掲げる条件を満たす団体を指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者 （公募対象二輪車等駐車場にあつては当該公募対象二輪車等駐車場の指定管理者、長崎市築町二輪車等駐車場にあつては当該築町二輪車等駐車場の指定管理者。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) その管理に係る二輪車等駐車場の供用に関する業務
- (2) その管理に係る二輪車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その管理に係る二輪車等駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

(供用日等)

第6条 二輪車等駐車場の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。

- (1) 供用日 1月1日から12月31日まで
- (2) 供用時間 午前0時から午後12時まで

(削除)

2 二輪車等駐車場の入出庫時間は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

3 前項の承認の基準は、二輪車等駐車場の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(削除)

(削除)

(駐車料金の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(駐車料金の返還)

第9条 既納の駐車料金は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第10条 長崎市築町二輪車等駐車場に二輪車等を駐車させた者は、長崎市築町二輪車等駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第4に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 (略)

(駐車の拒否等)

第12条 (略)

(禁止行為)

第13条 (略)

(損害賠償)

第14条 (略)

(市長による管理)

第15条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合における第6条第2項、第10条第1項及び第11条の規定の適用については、第6条第2項中「二輪車等駐車場（長崎市築町二輪車等駐車場を除く。）」とあるのは「二輪車等駐車場」

(削除)

(削除)

(利用料金)

第7条 有料の二輪車等駐車場に二輪車等を駐車させた者は、当該二輪車等駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第8条 (略)

(駐車の拒否等)

第9条 (略)

(禁止行為)

第10条 (略)

(損害賠償)

第11条 (略)

(市長による管理)

第12条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合における第6条第2項、第7条第1項及び第8条の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第7条第1項中「当該二

と、第10条第1項中「長崎市築町二輪車等駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」とし、第6条第3項及び第4項並びに第10条第2項及び第3項の規定は適用しない。

- 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第16条 (略)

輪車等駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第3に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第8条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」とし、第6条第3項並びに第7条第2項及び第3項の規定は適用しない。

- 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第13条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
ただし、別表第2の改正規定は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市二輪車等駐車場条例（別表第2を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 指定管理者（長崎市築町二輪車等駐車場に係るものを除く。）の指定に関し必要な手続きは、施行日前においても行うことができる。

別表第1 (第3条関係)

名称	位置
長崎市矢の平1丁目二輪車等駐車場	長崎市矢の平1丁目
長崎市西山2丁目二輪車等駐車場	長崎市西山2丁目

別表第1 (第3条関係)

名称	位置
長崎市矢の平1丁目二輪車等駐車場	長崎市矢の平1丁目
長崎市西山2丁目二輪車等駐車場	長崎市西山2丁目
<u>長崎市若葉町二輪車等駐車場</u>	<u>長崎市若葉町</u>
<u>長崎市大橋町二輪車等駐車場</u>	<u>長崎市大橋町</u>
<u>長崎市東山町二輪車等駐車場</u>	<u>長崎市東山町</u>
<u>長崎市東山町第2二輪車等駐車場</u>	<u>長崎市東山町</u>
<u>長崎市立山地区二輪車等駐車場</u>	<u>長崎市西山本町</u>

別表第2 (第3条関係)

名称	位置
(略)	
長崎市新大工町二輪車等駐車場	長崎市新大工町

別表第3 (第7条関係)

区分		入出庫1回ごとの金額
24時間以内 の場合	最初の1時間 まで	円 100
	1時間を超え るとき	200
	24時間を超える場合	24時間につき 200

別表第4 (第10条関係)

1 通常の駐車

区分		入出庫1回ごとの金額
24時間以内 の場合	最初の1時間 まで	円 100
	1時間を超え るとき	200
	24時間を超える場合	24時間につき 200

2 定期駐車券及び回数駐車券

区分	金額
定期駐車券	円 月額 3,140
回数駐車券 (11枚つづり)	2,000

別表第2 (第3条関係)

名称	位置
(略)	
長崎市新大工町二輪車等駐車場	長崎市新大工町
長崎駅二輪車等駐車場	長崎市尾上町

(削除)

別表第3 (第7条関係)

1 通常の駐車

区分		入出庫1回ごとの金額
24時間以内 の場合	最初の1時間 まで	円 100
	1時間を超え るとき	200
	24時間を超える場合	24時間につき 200

2 長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券
及び回数駐車券

区分	金額
定期駐車券	円 月額 3,140
回数駐車券 (11枚つづり)	2,000